

平成28年11月18日開会
(第3回総会)

雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

第3回雲仙市農業委員会総会議事録

- 1 招集日 平成28年11月18日（金）
- 2 開会日時及び場所
平成28年11月18日（金） 午後4時14分
雲仙市役所本庁舎別館 防災対策室1・2
- 3 閉会日時 平成28年11月18日（金） 午後4時36分
- 4 委員氏名

(1)出席者（31名）

1番 水口 正好	2番 三浦 憲二	3番 大島 忠保	4番 渡部 篤
5番 松永 一	6番 中川 實美	7番 渡辺 勝美	8番 本田 岩勝
9番 林田 剛	11番 松尾 文昭	12番 宮本 俊治	13番 井上 茂
15番 平野 利光	16番 森崎 茂徳	17番 草野 英治	18番 内田 弘幸
19番 東 康敬	20番 岩永 篤	21番 鶴崎 進	22番 徳永 玉義
23番 池田 兼三	24番 草野 定	25番 峯 辰志	27番 大久保信一
29番 熊辻 篤	31番 松尾 茂敏	32番 鶴殿 徳康	33番 渡邊 茂徳
34番 馬場 保	35番 小筏 正治	36番 川内 幸徳	

(2)欠席者（4名）

10番 横田 晴喜	14番 吉田 良一	28番 田浦 則利	30番 林田 勲
-----------	-----------	-----------	----------

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参 事	清水 友秀
課長補佐	増富 浩彦
主 査	松尾 裕樹

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第5号 雲仙市農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について

午後4時14分開会

○事務局長（江口 秀司君） 皆さんこんにちは。それでは、定刻になりましたので始めたいと思います。

本日の出席委員数は35名中31名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定によ

る過半数に達しておりますので、総会は成り立ちます。会長に開会をお願いいたします。

○議長（川内 幸徳君） 皆様、改めましてこんにちは。農地部会の皆様方、長らくお待たせいたしました。また、農政部会員さんは、総会に入るといふことで、大変お疲れさまです。

ただいまから、平成28年第3回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

本日の付議すべき事項として、議案第5号、雲仙市農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）についてを付議します。

委員の皆様方のご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、議事進行上発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は、電源を切っていただくか、音がしないように、よろしくをお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は雲仙市農業委員会会議規程第12条第2項の規定により、11番、松尾文昭委員、12番、宮本委員、両委員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第5号、雲仙市農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○参事（清水 友秀君） 議案書の2ページをお開きください。

議案第5号、雲仙市農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について

農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、平成29年度の雲仙市農地等利用最適化推進施策に関し、別紙のとおり意見することについて、総会の議決を求める。平成28年1月18日提出。雲仙市農業委員会会長川内幸徳。

○事務局長（江口 秀司君） 意見書の説明につきましては私のほうから説明をいたします。これまで意見書作成委員会3回、それに各農地部会、農政部会等の審議を受けて完成したものでございます。別冊で意見書（案）と参考資料という資料がございます。この意見書（案）について読み上げたいと思います。1枚めくっていただきまして1ページです。

雲仙市農地等利用最適化推進施策に関する意見書

2015年農林業センサスでは、雲仙市の販売農家の高齢化率は48.1%で、平均年齢は61.5歳となっており、全国・九州・長崎県に比べて低い数値となっておりますが、島原半島3市においては、最も高齢化が進んでいます。

このような状況を踏まえ、本市農業委員会としては、優先して取り組むべき事項として、農業労働力の低下が及ぼす現状を把握し、有効な方策を模索するため、「農業者の高齢化や後継者不足に伴う労働力不足」について、テーマを絞り、農業者関係団体との意見交換会を実施しました。

零細農家や高齢農家と認定農業者等の担い手農家に対する労力確保の考え方に違いがあることから、それぞれにあった対策を講じる必要があります。

また、農業委員会等に関する法律の改正法が本年4月に施行されたことに伴い、雲仙市においては、平成30年8月から新しい体制に移行することから、次年度中に条例制定や募集等の準備を進める必要があります。

つきましては、平成29年度の農業施策及び農業関係予算の編成にあたり、農業がやりがいと魅力のある産業として持続的な維持・発展を遂げていくことが出来るよう、事業計画や予算の確保等について特段のご配慮を賜りたく、雲仙市農業委員会として、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策の改善等について、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により意見を提出します。

なお、同条第2項で、「関係行政機関等は、提出された意見を考慮しなければならない。」と規定されていますので申し添えます。

続いて2ページでございます。

1. 認定農業者等の担い手に対する労力確保対策について

認定農業者などの担い手農家については、兼業農家に比べれば比較的後継者は残っているものの、同じ作型農家で同時期に雇用を必要とするため、必然的に労働者不足に陥っている状態であり、繁忙期の労力不足は大きな課題となっています。

雇用型農業経営は、規模拡大や家族労働力の低下に伴い常時雇用が増加していますが、地縁・血縁による被雇用者の不足や人口減少等により、繁忙期の雇用したい時期に被雇用者がいないのが現状であり、労働力を確保するための対策と通年で雇用できる仕組みづくりが重要となっています。

このことにより、個人での常時雇用が難しいことから、他産業や異なる農業形態分野との労働力相互補完の仕組みを研究し、グループ化による農作業の効率化や労働力の確保を行う「常時雇用できる農業者グループづくり」を推進する必要があります。

また、県では収穫時などの労働力確保に向けて、国家戦略特区による外国人就農を提案しており、農業総生産額が県全体の43.9%を占める島原半島においては、特に重要な取り組みであると思われます。

そのため、次のことを要望します。

1) 常時雇用できる農業者グループづくりと被雇用者確保対策

異なる農業形態分野や作型の組み合わせで、年間を通じて雇用できる農業者グループ等の育成や、他産業との連携により労働力を補完できる仕組みを研究し、構築すること。

併せて、被雇用者の確保対策として、失業者や定年され年金を受給されるまでの方等のリスト

アップを通じて、農業での再雇用に繋がる道筋を確立すること。

さらに、これらを推進するために、農業関係団体等と農業者が年間を通じて雇用できる仕組みづくりについて協議し、雇用についてのサポート体制を整備すること。

2) 国家戦略特区による外国人就農の支援

外国人技能実習制度の現状と課題を認識しつつ、県の提案である「国家戦略特区による外国人就農」は本市にとって重要な取り組みであると思われるので、本市が率先して賛同するとともに、いち早く取り組めるよう体制整備を行うこと。

2. 集落営農組織の育成について

圃場条件が良い農地については、担い手等により借り受けられていますが、そうでない農地については、借り手がなく、自作でしか対応できない状況となっており、高齢化が進んでいる地域においては、離農せざるを得ない農家が確実に増え、遊休農地も必然的に増加することとなります。

特に、条件不利地での個々の営農活動は中山間地域等直接支払制度により何とか維持しているものの、限界に近づいており、地域にあった集落単位の取り組み、つまり集落営農組織づくりを、今、強力に推進しなければ手遅れになる可能性が非常に高いと推察されます。

また、水田地帯においては、水稻の栽培しか行われず、収益が上がらないことから、農外収入により機械を購入し、赤字を承知で農地を維持している状況です。機械経費の削減や労力軽減を図るためにも、集落営農組織の育成が重要となっております。

集落営農が地域の担い手となることで、小規模農家や高齢農家へも集落営農組織を通じて様々な政策支援が可能となり、労働力の確保についてもオペレーターを育成することで、解決しやすくなります。また地域が纏まることにより、基盤整備の推進も容易となることが考えられます。

集落営農を推進するためには、「核」となる組織や取り纏める人材が地域に必要であることから、まずは水田地帯の土地改良区や中山間地域等直接支払協定集落において推進することが有効であると考えます。集落営農には「共同利用型」「作業受託型」「協業経営型」があり、地域の合意形成活動を十分に行った上で、地域にあった組織づくりを進めなければなりません。

このことは、「雲仙市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」及び「雲仙市農林水産振興計画」で集落営農の組織化・法人化の促進が謳われており、着実に推進する必要があります。しかし、その取り組みは十分とは言えず、集落営農について知らないとの声も上がっております。

そのため、集落営農への取り組みが確実に実施されるよう次の事を要望します。

1) 集落営農の組織づくりの推進

地域にあった集落営農の組織づくりを進めるにあたり、合意形成活動にかなりの時間を要するため、推進するための体制を整備し、水田地帯の土地改良区や中山間地域等直接支払協定集落な

どの中で計画的かつ強力に集落営農を推進し、組織の育成を図ること。また、集落内の農家外も含む多様な人材の加入も視野に入れた推進を行うこと。

この取り組みについては、喫緊の課題であり、業務の最優先事項として取り扱うこと。

2) 農用地利用改善団体の結成

地域の合意形成の中で農用地利用規程を定め、集落営農組織を位置づける必要があるため、集落営農組織の育成に併せて農用地利用改善団体を結成するよう指導すること。

3) 集落営農組織の法人化の促進

既存の集落営農組織については、法的に位置づけられた組織となるよう法人化に向けた指導を強化すること。

3. 農業委員会等に関する法律の改正に伴う対応について

改正法では、農業委員の選出方法について、選挙制度や、議会推薦・団体推薦による選任制度を廃止し、地域からの推薦・公募制度に切り替わり、市議会の同意を要件とする市長の選任委員に一元化されます。これに伴い、農業委員の過半は認定農業者の中から選任するとともに、農業分野に利害関係なく公正に判断できる者を必ず入れることとなります。また、機動的な対応を可能とするため、農業委員は現行の半分程度の規模にし、さらに、女性・青年農業委員を積極的に登用することが謳われております。

また、新たに農地利用最適化の推進業務が追加され、農業委員会の指揮の下で、各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員を新設し、推進委員は、地域からの推薦・公募等により、農業委員会が選任することとなります。

さらに、事務局については、知識や経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るよう努めるとともに、市長は必要な協力をするよう努めなければならないとされております。

そのため、農業委員の選任や事務局体制について次の事を要望します。

農業委員の役割は、農地の確保・有効活用と担い手の確保・育成など地域農業の振興を図ることであり、農業に関する知識は勿論のこと、地域事情に精通し、地域のリーダー的人材が、最も適している。このことを踏まえ地域バランスを考慮した選任を行うこと。併せて女性・青年の積極的な登用を行うこと。

また、農業委員会の事務は、農地中間管理事業や遊休農地関連等の業務が増加しており、許認可業務とともに新たに追加された業務等に適切に対応するため、事務局の体制強化及び必要となる予算措置を含め、協力支援を行うこと。

資料としては、別冊の参考資料に載せておりますが、資料には載っていない部分を若干説明申し上げます。2ページの農業総生産額が県全体の43.9%としておりますが、その内訳としまして、県全体が、707.6億円でございます。そのうち、雲仙市が113.2億です。

16%となります。南島原市が111億円です。15.7%となります。島原市が86.6億円、12.2%となります。合計で、310.8億円が島原半島の生産額となります。これが43.9%という数値となります。

あと、集落営農の育成についてでございますが、現在の集落営農数を説明しますと、集落営農が県内で198でございます。雲仙市内におきましては8です。農用地利用改善団体が、県内では98ありますが、本市では4つでございます。特定農業団体、法人を目指す団体ですけれども、これが49、県内ではありますけれども、雲仙市ではゼロです。法人化した集落営農につきましては、県内では35ありますが、市内ではゼロでございます。これは遅れているということでございます。

先ほどの農業総生産額につきましては、今まで南島原市が1番でございましたけれども、この数字では、雲仙市がトップということで、県内でトップということになります。

以上で説明を終わります。

○議長（川内 幸徳君） 議案第5号につきましては、局長が今、説明したとおりでございます。

これより、議案第5号に対する質疑を行います。本議案について、何か意見、質疑などありませんか。渡辺委員。

○委員（7番 渡辺 勝美君） 7番、渡辺です。先ほど局長からも言われました、農業総生産額、県全体で707.6億ということで、島原半島で310.8億というような数字を言われたかと思いますが、一応、農協共販だけで300億あります。ということを経営団体から聞いているんですけれども、共販外が半分はあると思っていますが、その辺はどう解釈すれば良いですか。

○事務局長（江口 秀司君） これは、島原半島便覧で振興局が出している数字でございます。この数字を拾うときに、農林業センサスで拾っている数字と思われるので、その違いはあるかと思えます。

○委員（7番 渡辺 勝美君） 7番、渡辺ですけど、それはわかりますが、310億と、農協達成が300億あるのですよ。共販率を考えれば、恐らくその倍ぐらいはあるんですよ、バレイシヨあたりで見たときに。そしたら全然、数字が、どっちが本当だろうかという疑問に思うわけですね。ここの中にも横田委員が理事でいらっしゃるけれども、横田委員はおわかりになると思いますけれども、農協共販で300億ですよ。基本的には酪農とか養豚とかはないんですよ、入れていないんですよ、農協の場合は。全然数字がおかしいなと。自分は、島原半島で600億ぐらいあるんじゃないかと思いますが、県で700億しかなければ、島原半島ではもう90%位になる。今の計算では。だから、全然その辺の数字が、もう少し正確にお願いしたいと思います。

○事務局長（江口 秀司君） 資料としては半島便覧の資料がありますが、今までも大体100億円ぐらいでしたので、ずっとこの数字を引用されてきております。この数字が、何をもち

ってというのがありますので、そこはちょっと何とも言えないところです。これ、一応、今年
の数字が極端におかしいという数字ではなくて、その取り扱いは何とも言えないと思います。

○議長（川内 幸徳君） いいですか。渡辺委員。

○委員（7番 渡辺 勝美君） いいです。

○議長（川内 幸徳君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（川内 幸徳君） ほかに意見、質疑がないようですので、議案第5号についてお諮りいた
します。

雲仙市農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について決定することにご異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（川内 幸徳君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号雲仙市農地等利用最適
化推進施策に関する意見書（案）については、原案どおり決定いたします。

なお、市長への意見書の提出は、12月12日、月曜日、午後2時を予定しております。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要す
るものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（川内 幸徳君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについ
ては、議長に委任することに決定しました。

以上で本日の総会の日程は全て終了しました。

これをもちまして、第3回雲仙市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後4時36分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年11月18日

議 長

署名委員

署名委員